

# 鳥取県公報

昭和二十七年四月三十日  
第二千三百七号  
水曜日

本報ノ大キサハ國定規格A五判

### 目次

- ◇告 示 海面における漁業の免許  
証票並びに現金領收書亡失の届出
- ◇教育委員会規則  
県立図書館々則の一部改正  
鳥取県文化財保護條例施行規則  
博物館の登録に関する規則
- ◇資格審査結果公告第八十二号
- ◇正 誤 昭和二十七年三月二十二日県告示第四百十五号中訂正

### 告 示

鳥取県告示第二百十五号

昭和二十七年四月十四日次の通り海面における漁業の免許をした。

昭和二十七年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

その一

(一) 漁場計画の公示番号

昭和二十七年三月県告示第一五二号

(二) 漁業権者住所氏名

鳥取県岩美郡田後村六十八番地

田後村漁業協同組合

(三) 漁業権の種類

共同漁業権  
海共第三十一号

(四) 漁場の位置及び区域

昭和二十七年三月県告示第一五二号による漁場計画中の内容の通り

00212

鳥取縣公報 第二千三百七号 昭和二十七年四月三十日 (第三種郵便物認可) 二

内 漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期  
右 同

比 存続期間  
昭和二十七年四月十四日から昭和三十七年四月十三日まで

カ 制限条件  
昭和二十七年三月県告示第一五二号による漁場計画中の内容の通り

その二

一 漁場計画の公示番号  
昭和二十七年三月県告示第一五二号  
鳥取県岩美郡田後村六十八番地

二 漁業権者住所氏名  
田後村漁業協同組合

三 漁業権の種類  
共同漁業権

四 漁業権の番号  
海共第三十二号

五 漁場の位置及び区域  
昭和二十七年三月県告示第一五二号による漁場計

---

内 漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期  
画中の内容の通り

比 存続期間  
昭和二十七年四月十四日から昭和三十七年四月十三日まで

カ 制限条件  
昭和二十七年三月県告示第一五二号による漁場計画中の内容の通り

その三

一 漁場計画の公示番号  
昭和二十七年三月県告示第一五二号  
鳥取県岩美郡網代村百十八番地の五八

二 漁業権者住所氏名  
網代村漁業協同組合

三 漁業権の種類  
共同漁業権

四 漁業権の番号  
海共第三十三号

五 漁場の位置及び区域

00213

鳥取縣公報 第二千三百七号 昭和二十七年四月三十日 (第三種郵便物認可) 三

内 漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期  
画中の内容の通り

比 存続期間  
昭和二十七年四月十四日から昭和三十七年四月十三日まで

カ 制限条件  
昭和二十七年三月県告示第一五二号による漁場計画中の内容の通り

その四

一 漁場計画の公示番号  
昭和二十七年三月県告示第一五二号  
鳥取県岩美郡網代村百十八番地の五八

二 漁業権者住所氏名  
網代村漁業協同組合

三 漁業権の種類  
共同漁業権

四 漁業権の番号  
海共第三十四号

---

内 漁場の位置及び区域  
昭和二十七年三月県告示第一五二号による漁場計画中の内容の通り

比 存続期間  
昭和二十七年四月十四日から昭和三十七年四月十三日まで

カ 制限条件  
昭和二十七年三月県告示第一五二号による漁場計画中の内容の通り

その五

一 漁場計画の公示番号  
昭和二十七年三月県告示第一五二号  
鳥取県岩美郡網代村百十八番地の五八

二 漁業権者住所氏名  
網代村漁業協同組合

三 漁業権の種類  
共同漁業権

00214

鳥取県岩美郡網代村百十八番地の五八  
網代村漁業協同組合

四 漁業権の種類 共同漁業権  
田 漁場の位置及び区域 海共第三十六号  
昭和三十七年三月県告示第一五二号による漁場計  
画中の内容の通り  
内 漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期  
右 同  
出 存続期間  
昭和二十七年四月十四日から昭和三十七年四月十  
三日まで  
イ 制限条件  
昭和二十七年三月県告示第一五二号による漁場計  
画中の内容の通り  
その六  
一 漁場計画の公示番号  
昭和二十七年三月県告示第一五二号  
二 漁業権者住所氏名  
鳥取県岩美郡網代村百十八番地の五八  
網代村漁業協同組合

---

四 漁業権の種類 共同漁業権  
田 漁場の位置及び区域 海共第三十六号  
昭和三十七年三月県告示第一五二号による漁場計  
画中の内容の通り  
内 漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期  
右 同  
出 存続期間  
昭和二十七年四月十四日から昭和三十七年四月十  
三日まで  
イ 制限条件  
昭和二十七年三月県告示第一五二号による漁場計  
画中の内容の通り  
その七  
一 漁場計画の公示番号  
昭和二十七年三月県告示第一五二号  
二 漁業権者住所氏名  
鳥取県岩美郡網代村百十八番地の五八  
網代村漁業協同組合

00215

鳥取県岩美郡網代村百十八番地の五八  
網代村漁業協同組合

四 漁業権の種類 共同漁業権  
田 漁場の位置及び区域 海共第三十七号  
昭和二十七年三月県告示第一五二号による漁場計  
画中の内容の通り  
内 漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期  
右 同  
出 存続期間  
昭和二十七年四月十四日から昭和三十七年四月十  
三日まで  
イ 制限条件  
昭和二十七年三月県告示第一五二号による漁場計  
画中の内容の通り  
その八  
一 漁場計画の公示番号  
昭和二十七年三月県告示第一五二号  
二 漁業権者住所氏名  
網代村漁業協同組合

---

鳥取県岩美郡網代村百十八番地の五八  
網代村漁業協同組合

四 漁業権の種類 共同漁業権  
田 漁場の位置及び区域 海共第三十八号  
昭和二十七年三月県告示第一五二号による漁場計  
画中の内容の通り  
内 漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期  
右 同  
出 存続期間  
昭和二十七年四月十四日から昭和三十七年四月十  
三日まで  
イ 制限条件  
昭和二十七年三月県告示第一五二号による漁場計  
画中の内容の通り  
その九  
一 漁場計画の公示番号  
昭和二十七年三月県告示第一五二号

(一) 漁業権者住所氏名  
鳥取県気高郡酒津村三百九十九番地一

(二) 漁業権の種類  
酒津漁業協同組合

(三) 漁業権の番号  
共同漁業権

(四) 漁場の位置及び区域  
海共第三十九号

(五) 昭和二十七年三月県告示第一五二号による漁場計  
画中の内容の通り

(六) 漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期  
右 同

(七) 存続期間  
昭和二十七年四月十四日から昭和三十七年四月十  
三日まで

(八) 制限条件  
昭和二十七年三月県告示第一五二号による漁場計  
画中の内容の通り

その十  
漁場計画の公示番号

---

(一) 昭和二十七年三月県告示第一五二号  
漁業権者住所氏名  
鳥取県気高郡酒津村三百九十九番地一

(二) 漁業権の種類  
酒津漁業協同組合

(三) 漁業権の番号  
共同漁業権

(四) 漁場の位置及び区域  
海共第四十号

(五) 昭和二十七年三月県告示第一五二号による漁場計  
画中の内容の通り

(六) 漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期  
右 同

(七) 存続期間  
昭和二十七年四月十四日から昭和三十七年四月十  
三日まで

(八) 制限条件  
昭和二十七年三月県告示第一五二号による漁場計  
画中の内容の通り

その十一  
画中の内容の通り

(一) 漁場計画の公示番号  
昭和二十七年三月県告示第一五二号

(二) 漁業権者住所氏名  
鳥取県気高郡酒津村三百九十九番地一

(三) 漁業権の種類  
酒津漁業協同組合

(四) 漁業権の番号  
共同漁業権

(五) 漁場の位置及び区域  
海共第四十一号

(六) 昭和二十七年三月県告示第一五二号による漁場計  
画中の内容の通り

(七) 漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期  
右 同

(八) 存続期間  
昭和二十七年四月十四日から昭和三十七年四月十  
三日まで

(九) 制限条件  
昭和二十七年三月県告示第一五二号による漁場計  
画中の内容の通り

その十二  
画中の内容の通り

(一) 漁場計画の公示番号  
昭和二十七年三月県告示第一五二号

(二) 漁業権者住所氏名  
鳥取県気高郡酒津村三百九十九番地一

(三) 漁業権の種類  
酒津漁業協同組合

(四) 漁業権の番号  
共同漁業権

(五) 漁場の位置及び区域  
海共第四十二号

(六) 昭和二十七年三月県告示第一五二号による漁場計  
画中の内容の通り

(七) 漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期  
右 同

(八) 存続期間  
昭和二十七年四月十四日から昭和三十七年四月十  
三日まで

(九) 制限条件  
昭和二十七年三月県告示第一五二号による漁場計  
画中の内容の通り

<p>昭和二十七年三月県告示第一五二号による漁場計 画中の内容の通り</p> <p>その十三</p> <p>(一) 漁場計画の公示番号 昭和二十七年三月県告示第一五二号 漁業権者住所氏名 鳥取県気高郡酒津村三百九十九番地一 酒津漁業協同組合</p> <p>(二) 漁業権の種類 共同漁業権</p> <p>(三) 漁業権の番号 海共第四十三号</p> <p>(四) 漁場の位置及び区域 昭和二十七年三月県告示第一五二号による漁場計 画中の内容の通り</p> <p>(五) 漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期 右 同</p> <p>(七) 存続期間 昭和二十七年四月十四日から昭和三十七年四月十 三日まで</p>	<p>(六) 制限条件 昭和二十七年三月県告示第一五二号による漁場計 画中の内容の通り</p> <p>その十四</p> <p>(一) 漁場計画の公示番号 昭和二十七年三月県告示第一五二号 漁業権者住所氏名 鳥取県気高郡酒津村三百九十九番地一 酒津漁業協同組合</p> <p>(二) 漁業権の種類 共同漁業権</p> <p>(三) 漁業権の番号 海共第四十四号</p> <p>(四) 漁場の位置及び区域 昭和二十七年三月県告示第一五二号により漁場計 画中の内容の通り</p> <p>(五) 漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期 右 同</p> <p>(七) 存続期間 昭和二十七年四月十四日から昭和三十七年四月十 三日まで</p>
--	---

<p>三日まで</p> <p>(六) 制限条件 昭和二十七年三月県告示第一五二号による漁場計 画中の内容の通り</p> <p>その十五</p> <p>(一) 漁場計画の公示番号 昭和二十七年三月県告示第一五二号 漁業権者住所氏名 鳥取県気高郡酒津村三百九十九番地一 酒津漁業協同組合</p> <p>(二) 漁業権の種類 共同漁業権</p> <p>(三) 漁業権の番号 海共第四十五号</p> <p>(四) 漁場の位置及び区域 昭和二十七年三月県告示第一五二号による漁場計 画中の内容の通り</p> <p>(五) 漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期 右 同</p> <p>(七) 存続期間</p>	<p>(六) 制限条件 昭和二十七年三月県告示第一五二号による漁場計 画中の内容の通り</p> <p>その十六</p> <p>(一) 漁場計画の公示番号 昭和二十七年三月県告示第一五二号 漁業権者住所氏名 鳥取県気高郡酒津村三百九十九番地一 酒津漁業協同組合</p> <p>(二) 漁業権の種類 共同漁業権</p> <p>(三) 漁業権の番号 海共第四十六号</p> <p>(四) 漁場の位置及び区域 昭和二十七年三月県告示第一五二号による漁場計 画中の内容の通り</p> <p>(五) 漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期 右 同</p>
---	---

(七) 存続期間  
昭和二十七年四月十四日から昭和三十七年四月十日  
三日まで

(八) 制限条件  
昭和二十七年三月県告示第一五二号による漁場計  
画中の内容の通り

その十七

(一) 漁場計画の公示番号  
昭和二十七年三月県告示第一五二号

(二) 漁業権者住所氏名  
鳥取県気高郡浜村町大字勝見六百六十一番地四

(三) 漁業権の種類  
浜村町漁業協同組合  
共同漁業権

(四) 漁業権の番号  
海共第四十七号

(五) 漁場の位置及び区域  
昭和二十七年三月県告示第一五二号による漁場計  
画中の内容の通り

(六) 漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期  
漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期

---

(七) 存続期間  
昭和二十七年四月十四日から昭和三十七年四月十日  
三日まで

(八) 制限条件  
昭和二十七年三月県告示第一五二号による漁場計  
画中の内容の通り

その十八

(一) 漁場計画の公示番号  
昭和二十七年三月県告示第一五二号

(二) 漁業権者住所氏名  
鳥取県気高郡浜村町大字勝見六百六十一番地四

(三) 漁業権の種類  
浜村町漁業協同組合  
共同漁業権

(四) 漁業権の番号  
海共第四十八号

(五) 漁場の位置及び区域  
昭和二十七年三月県告示第一五二号による漁場計  
画中の内容の通り

(七) 存続期間  
昭和二十七年四月十四日から昭和三十七年四月十日  
三日まで

(八) 制限条件  
昭和二十七年三月県告示第一五二号による漁場計  
画中の内容の通り

その十九

(一) 漁場計画の公示番号  
昭和二十七年三月県告示第一五二号

(二) 漁業権者住所氏名  
鳥取県気高郡浜村町大字勝見六百六十一番地四

(三) 漁業権の種類  
浜村町漁業協同組合  
共同漁業権

(四) 漁業権の番号  
海共第四十九号

(五) 漁場の位置及び区域  
昭和二十七年三月県告示第一五二号による漁場計  
画中の内容の通り

(六) 漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期  
漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期

---

(七) 存続期間  
昭和二十七年四月十四日から昭和三十七年四月十日  
三日まで

(八) 制限条件  
昭和二十七年三月県告示第一五二号による漁場計  
画中の内容の通り

その二十

(一) 漁場計画の公示番号  
昭和二十七年三月県告示第一五二号

(二) 漁業権者住所氏名  
鳥取県気高郡青谷町大字青谷二千二十二番地

(三) 漁業権の種類  
夏泊漁業協同組合  
共同漁業権

(四) 漁業権の番号  
海共第五十号

(五) 漁場の位置及び区域  
昭和二十七年三月県告示第一五二号による漁場計  
画中の内容の通り

<p>昭和三十七年三月累告示第一五二号による漁場計 画中の内容の通り</p> <p>漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期</p> <p>右 同</p> <p>存続期間 昭和二十七年四月十四日から昭和三十七年四月十 三日まで</p> <p>制限条件 昭和二十七年三月累告示第一五二号による漁場計 画中の内容の通り</p> <p>その二十一</p> <p>漁場計画の公示番号 昭和二十七年三月累告示第一五二号</p> <p>漁業権者住所氏名 鳥取県高気郡青谷町大字青谷二千二十二番地</p> <p>漁業権の種類 夏泊漁業協同組合 共同漁業権</p> <p>漁業権の番号 海共第五十一号</p>	<p>昭和三十七年三月累告示第一五二号による漁場計 画中の内容の通り</p> <p>漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期</p> <p>右 同</p> <p>存続期間 昭和二十七年四月十四日から昭和三十七年四月十 三日まで</p> <p>制限条件 昭和二十七年三月累告示第一五二号による漁場計 画中の内容の通り</p> <p>その二十二</p> <p>漁場計画の公示番号 昭和二十七年三月累告示第一五二号</p> <p>漁業権者住所氏名 鳥取県高気郡青谷町大字青谷二千二十二番地</p> <p>漁業権の種類 夏泊漁業協同組合 共同漁業権</p> <p>漁業権の番号 海共第五十一号</p>
---	---

<p>昭和三十七年三月累告示第一五二号による漁場計 画中の内容の通り</p> <p>漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期</p> <p>右 同</p> <p>存続期間 昭和二十七年四月十四日から昭和三十七年四月十 三日まで</p> <p>制限条件 昭和二十七年三月累告示第一五二号による漁場計 画中の内容の通り</p> <p>その二十三</p> <p>漁業計画の公示番号 昭和二十七年三月累告示第一五二号</p> <p>漁業権者住所氏名 鳥取県東伯郡泊村大字泊千五百七十番地 泊村漁業協同組合</p>	<p>昭和三十七年三月累告示第一五二号による漁場計 画中の内容の通り</p> <p>漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期</p> <p>右 同</p> <p>存続期間 昭和二十七年四月十四日から昭和三十七年四月十 三日まで</p> <p>制限条件 昭和二十七年三月累告示第一五二号による漁場計 画中の内容の通り</p> <p>その二十四</p> <p>漁場計画の公示番号 昭和二十七年三月累告示第一五二号</p> <p>漁業権者住所氏名 鳥取県東伯郡泊村大字泊千五百七十番地</p>
---	--

鳥取県東伯郡泊村大字泊千五百七十番地  
泊村漁業協同組合

共同漁業権  
漁業権の種類  
海共第五十四号

漁場の位置及び区域  
昭和二十七年三月県告示第一五二号による漁場計  
画中の内容の通り

漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業時期  
右 同

存続期間  
昭和二十七年四月十四日から昭和三十七年四月十  
三日まで

制限条件  
昭和二十七年三月県告示第一五二号による漁場計  
画中の内容の通り

その二十五  
漁場計画の公示番号  
昭和二十七年三月県告示第一五二号

漁業権者住所氏名

---

鳥取県東伯郡泊村大字泊千五百七十番地  
泊村漁業協同組合

共同漁業権  
漁業権の種類  
海共第五十五号

漁場の位置及び区域  
昭和二十七年三月県告示第一五二号による漁場計  
画中の内容の通り

漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期  
右 同

存続期間  
昭和二十七年四月十四日から昭和三十七年四月十  
三日まで

制限条件  
昭和二十七年三月県告示第一五二号による漁場計  
画中の内容の通り

その二十六  
漁場計画の公示番号  
昭和二十七年三月県告示第一五二号

鳥取県東伯郡泊村大字泊千五百七十番地  
泊村漁業協同組合

共同漁業権  
漁業権の種類  
海共第五十六号

漁場の位置及び区域  
昭和二十七年三月県告示第一五二号による漁場計  
画中の内容の通り

漁業の種類、漁獲物の種類漁業の時期  
右 同

存続期間  
昭和二十七年四月十四日から昭和三十七年四月十  
三日まで

制限条件  
昭和二十七年三月県告示第一五二号による漁場計  
画中の内容の通り

その二十七  
漁場計画の公示番号

---

昭和二十七年三月県告示第一五二号  
鳥取県東伯郡泊村大字泊千五百七十番地  
泊村漁業協同組合

共同漁業権  
漁業権の種類  
海共第五十七号

漁場の位置及び区域  
昭和二十七年三月県告示第一五二号による漁場計  
画中の内容の通り

漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期  
右 同

存続期間  
昭和二十七年四月十四日から昭和三十七年四月十  
三日まで

制限条件  
昭和二十七年三月県告示第一五二号による漁場計  
画中の内容の通り



00226

<p>その二十八</p> <p>(一) 漁場計画の公示番号 昭和二十七年三月県告示第一五二号</p> <p>(二) 漁業権者住所氏名 鳥取県東伯郡泊村大字泊千五百七十番地 泊村漁業協同組合</p> <p>(三) 漁業権の種類 共同漁業権</p> <p>(四) 漁業権の番号 海共第五十八号</p> <p>(五) 漁場の位置及び区域 昭和二十七年三月県告示第一五二号による漁場計 画中の内容の通り</p> <p>(六) 漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期 右 同</p> <p>(七) 存続期間 昭和二十七年四月十四日から昭和三十七年四月十 三日まで</p> <p>(八) 制限条件 昭和二十七年三月県告示第一五二号による漁場計</p>	<p>画中の内容の通り</p> <p>その二十九</p> <p>(一) 漁場計画の公示番号 昭和二十七年三月県告示第一五二号</p> <p>(二) 漁業権者住所氏名 鳥取県東伯郡赤碕町大字赤碕千五百六十六番一地 赤碕町漁業協同組合</p> <p>(三) 漁業権の種類 共同漁業権</p> <p>(四) 漁業権の番号 海共第五十九号</p> <p>(五) 漁場の位置及び区域 昭和二十七年三月県告示第一五二号による漁場計 画中の内容の通り</p> <p>(六) 漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期 右 同</p> <p>(七) 存続期間 昭和二十七年四月十四日から昭和三十七年四月十 三日まで</p> <p>(八) 制限条件</p>
---	---

00227

<p>その三十</p> <p>(一) 漁場計画の公示番号 昭和二十七年三月県告示第一五二号による漁場計 画中の内容の通り</p> <p>(二) 漁業権者住所氏名 鳥取県東伯郡赤碕町大字赤碕千五百六十六番一地 赤碕町漁業協同組合</p> <p>(三) 漁業権の種類 共同漁業権</p> <p>(四) 漁業権の番号 海共第六十号</p> <p>(五) 漁場の位置及び区域 昭和二十七年三月県告示第一五二号による漁場計 画中の内容の通り</p> <p>(六) 漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期 右 同</p> <p>(七) 存続期間 昭和二十七年四月十四日から昭和三十七年四月十 三日まで</p>	<p>(八) 制限条件 昭和二十七年三月県告示第一五二号による漁場計 画中の内容の通り</p> <p>その三十一</p> <p>(一) 漁場計画の公示番号 昭和二十七年三月県告示第一五二号</p> <p>(二) 漁業権者住所氏名 鳥取県東伯郡赤碕町大字赤碕千五百六十六番一地 赤碕町漁業協同組合</p> <p>(三) 漁業権の種類 共同漁業権</p> <p>(四) 漁業権の番号 海共第六十一号</p> <p>(五) 漁場の位置及び区域 昭和二十七年三月県告示第一五二号による漁場計 画中の内容の通り</p> <p>(六) 漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期 右 同</p> <p>(七) 存続期間 昭和二十七年四月十四日から昭和三十七年四月十</p>
--	--

00228

<p>(ハ) 三日まで</p> <p>(ニ) 制限条件 昭和二十七年三月県告示第一五二号による漁場計 画中の内容の通り</p> <p>その三十二</p> <p>(一) 漁場計画の公示番号 昭和二十七年三月県告示第一五二号</p> <p>(ロ) 漁業権者住所氏名 鳥取県東伯郡赤碕町大字赤碕千五百六十六番一地 赤碕町漁業協同組合</p> <p>(三) 漁業権の種類 共同漁業権</p> <p>(四) 漁業権の番号 海共第六十二号</p> <p>(五) 漁場の位置及び区域 昭和二十七年三月県告示第一五二号による漁場計 画中の内容の通り</p> <p>(イ) 漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期 右 同</p> <p>(出) 存続期間</p>	<p>(ハ) 三日まで</p> <p>(ニ) 制限条件 昭和二十七年四月十四日から昭和三十七年四月十 三日まで</p> <p>その三十三</p> <p>(一) 漁場計画の公示番号 昭和二十七年三月県告示第一五二号</p> <p>(ロ) 漁業権者住所氏名 鳥取県東伯郡赤碕町大字赤碕千五百六十六番一地 赤碕町漁業協同組合</p> <p>(三) 漁業権の種類 共同漁業権</p> <p>(四) 漁業権の番号 海共第六十三号</p> <p>(五) 漁場の位置及び区域 昭和二十七年三月県告示第一五二号による漁場計 画中の内容の通り</p> <p>(イ) 漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期 右 同</p> <p>(出) 存続期間</p>
---	---

00229

<p>(出) 存続期間 昭和二十七年四月十四日から昭和三十七年四月十 三日まで</p> <p>(イ) 制限条件 昭和二十七年三月県告示第一五二号による漁場計 画中の内容の通り</p> <p>その三十四</p> <p>(一) 漁場計画の公示番号 昭和二十七年三月県告示第一五二号</p> <p>(ロ) 漁業権者住所氏名 鳥取県東伯郡赤碕町大字赤碕千五百六十六番一地 赤碕町漁業協同組合</p> <p>(三) 漁業権の種類 共同漁業権</p> <p>(四) 漁業権の番号 海共第六十四号</p> <p>(五) 漁場の位置及び区域 昭和二十七年三月県告示第一五二号による漁場計 画中の内容の通り</p> <p>(イ) 漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期</p>	<p>(出) 右 同</p> <p>(イ) 存続期間 昭和二十七年四月十四日から昭和三十七年四月十 三日まで</p> <p>(イ) 制限条件 昭和二十七年三月県告示第一五二号による漁場計 画中の内容の通り</p> <p>その三十五</p> <p>(一) 漁場計画の公示番号 昭和二十七年三月県告示第一五二号</p> <p>(ロ) 漁業権者住所氏名 鳥取県東伯郡赤碕町大字赤碕千五百六十六番一地 赤碕町漁業協同組合</p> <p>(三) 漁業権の種類 共同漁業権</p> <p>(四) 漁業権の番号 海共第六十五号</p> <p>(五) 漁場の位置及び区域 昭和二十七年三月県告示第一五二号による漁場計 画中の内容の通り</p>
---	---

00230

- (内) 漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期
  - 右 同
  - (ロ) 存続期間  
昭和二十七年四月十四日から昭和三十七年四月十日  
三日まで
  - (ハ) 制限条件  
昭和二十七年三月県告示第一五二号による漁場計  
画中の内容の通り
  - その三十六
  - (一) 漁場計画の公示番号  
昭和二十七年三月県告示第一五二号
  - (二) 漁業権者住所氏名  
鳥取県東伯郡赤碕町大字赤碕千五百六十六番一地  
赤碕町漁業協同組合
  - (三) 漁業権の種類  
共同漁業権
  - (四) 漁業権の番号  
海共第六十六号
  - (五) 漁場の位置及び区域  
昭和二十七年三月県告示第一五二号による漁場計
- 
- (内) 画中の内容の通り
  - (ロ) 漁の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期
  - 右 同
  - (ハ) 存続期間  
昭和二十七年四月十四日から昭和三十七年四月十日  
三日まで
  - (ハ) 制限条件  
昭和二十七年三月県告示第一五二号による漁場計  
画中の内容の通り
  - その三十七
  - (一) 漁場計画の公示番号  
昭和二十七年三月県告示第一五二号
  - (二) 漁業権者住所氏名  
鳥取県西伯郡御來屋町九百九十九番地  
御來屋漁業協同組合
  - (三) 漁業権の種類  
共同漁業権
  - (四) 漁業権の番号  
海共第六十七号
  - (五) 漁場の位置及び区域

00231

- (内) 昭和二十七年三月県告示第一五二号による漁場計  
画中の内容の通り
  - (内) 漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期
  - 右 同
  - (ロ) 存続期間  
昭和二十七年四月十四日から昭和三十七年四月十日  
三日まで
  - (ハ) 制限条件  
昭和二十七年三月県告示第一五二号による漁場計  
画中の内容の通り
  - その三十八
  - (一) 漁場計画の公示番号  
昭和二十七年三月県告示第一五二号
  - (二) 漁業権者住所氏名  
鳥取県西伯郡御來屋町九百九十九番地  
御來屋漁業協同組合
  - (三) 漁業権の種類  
共同漁業権
  - (四) 漁業権の番号  
海共第六十八号
- 
- (内) 漁場の位置及び区域
  - 昭和二十七年三月県告示第一五二号による漁場計  
画中の内容の通り
  - (内) 漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期
  - 右 同
  - (ロ) 存続期間  
昭和二十七年四月十四日から昭和三十七年四月十日  
三日まで
  - (ハ) 制限条件  
昭和二十七年三月県告示第一五二号による漁場計  
画中の内容の通り
  - その三十九
  - (一) 漁場計画の公示番号  
昭和二十七年三月県告示第一五二号
  - (二) 漁業権者住所氏名  
鳥取県西伯郡御來屋町九百九十九番地  
御來屋漁業協同組合
  - (三) 漁業権の種類  
共同漁業権

00232

四 漁業権の番号 海共第六十九号

田 漁場の位置及び区域

昭和二十七年三月県告示第一五二号による漁場計

画中の内容の通り

内 漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期

右 同

出 存続期間

昭和二十七年四月十四日から昭和二十七年四月十

三日まで

(八) 制限条件

昭和二十七年三月県告示第一五二号による漁場計

画中の内容の通り

鳥取県告示第二百二十三号

次の通り証券並びに現金領收書を亡失した旨届出があつたから事故発生の日以降これを無効とする。

昭和二十七年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

証券等 種別	番 号	交 付 年 月 日	亡 失 年 月 日	所 属 職	名 氏
徴税吏 員証	三九	昭和二五 九、一	昭和二七 四、一	米子県 事務所	鳥取県 宮崎 芳雄
県税滞 納者財 産差押 証券	三九	"	"	"	"
徴税吏 員証	一五〇	昭和二六 一〇、二	昭和二七 四、二	鳥取県 事務所	鳥取県 大沢実
県税滞 納者財 産差押 証券	一五〇	"	"	"	"
現金領 收書	鳥第二五 八号中一 二八五九 一〇〇(無 効)	"	"	"	"
	鳥第一六 七号中一 二七二九 一〇〇(無 効)	"	"	"	"

鳥第一六  
七号中一  
二七二九  
一〇〇(無  
効)

昭和二七  
四、一

鳥取県  
事務所

鳥取県  
竹内  
憲藏

教育委員会規則

鳥取県立図書館々則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十七年四月三十日

鳥取県教育委員会委員長 三木 順 治

鳥取県教育委員会規則第四号

鳥取県立図書館々則の一部を改正する規則

鳥取県立図書館々則(昭和二十五年八月鳥取県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項を次のように改める。

図書館の開館時間は、午前九時から午後六時までとする。

第三條第一項中第一号以下を次のように改める。

- 一 毎週月曜日
- 二 国民の祝日
- 三 館内整理日 毎月末日
- 四 曝書期 秋季の間およそ十日間

五年末年始 十二月二十九日から一月四日まで

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県文化財保護條例施行規則をここに公布する。

昭和二十七年四月三十日

鳥取県教育委員会委員長 三木 順 治

鳥取県教育委員会規則第五号

鳥取県文化財保護條例施行規則

鳥取県文化財保護條例(昭和二十七年四月鳥取県條例第十三号)第十九條の規定に基きこの規則を定める。

(申請書の記載事項等)

第一條 鳥取県文化財保護條例(昭和二十七年四月鳥取県條例第十三号以下「條例」という。)第六條の規定により指定を受けようとする者は、左に掲げる事項を記載した書面をもつて申請するものとする。  
一 種別(有形文化財又は史跡名勝天然記念物の別を

00233

00234

- 二 名称及び員数
- 三 所在の場所又は所在地(史跡名勝天然記念物のときは地目及び地積まで記載し地籍図を添付するところ。)
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 所有者以外に管理者又は占有者があるときはその氏名又は名称及び住所
- 六 有形文化財のうち建造物であるときはその構造及び形式
- 七 有形文化財のうち繪画、彫刻、工芸品その他建造物以外のものであるときは、その寸法、重量又は材質その他の特徴
- 八 由來、徵証、傳説、又は作者及び傳來
- 九 現状(キヤビネ型写真及び見取図等を添付するところ。)
- 十 その他参考となるべき事項

- 又は関係者が申請することを同意する旨を記載した書面を添付するものとする。
- (指定書の記載事項等)
- 第二條 條例第六條第三項の規定による保護文化財の指定書には、左に掲げる事項を記載するものとし、その形式は別表第一の通りとする。
    - 一 当該保護文化財の名称及び員数
    - 二 保護文化財に指定された年月日
    - 三 当該保護文化財が建造物であるときは、その構造及び形式、建造物以外のものであるときは、その寸法、重量又は材質その他の特徴
    - 四 指定書の記号番号
    - 五 当該保護文化財の所有者の氏名又は名称及び住所並びに所在の場所
  - 2 前項第一号の員数に細目がある場合にはその細目及び第三号に掲げる事項は、指定書の附書に記載するものとしその形式は別表第二の通りとする。この場合において附書は当該指定書の一部分として取扱うものと

00235

- (指定書の再交付)
- 第三條 指定書を忘失し若しくは盗み取られ又は滅失し若しくは破損した場合には、その再交付を申請することができる。この場合においては、これらの事実を証明するに足りる書類又は破損した指定書を添えなければならぬ。
- (指定書原簿)
- 第四條 鳥取県教育委員会に指定書原簿を備え、所要の事項を記載するものとする。
- 2 前項の原簿は求めに応じて一般の閲覧に供することができる。

- 場合とする。
- 一 條例第十一條の規場による勧告を受けて行う修理又は復旧その他の措置のために所在の場所を変更したとき
  - 二 條例第十四條第一項又は第二項の規定による勧告又は命令を受けて行う出品のために所在の場所を変更したとき
  - 三 前二項に掲げる以外の場合であつて所在の場所の変更が三十日をこえないとき
- (滅失又は破損の届出書の記載事項)
- 第七條 條例第十條の規定による届出は、別表第四の様式によつてするものとする。
- (現状変更の許可の申請)
- 第八條 條例第十三條第二項の規定による許可の申請は、別表第五の様式によつてするものとする。
- (預り証)
- 第九條 鳥取県教育委員会は、條例第十四條第一項又は第二項の規定による勧告又は命令によつて出品した当

- (所有者又は所在の場所変更の届出書の記載事項)
- 第五條 條例第九條の規定による届出は別表第三の様式によつてするものとする。
- (所在の場所変更の届出を要しない場合)
- 第六條 條例第九條第二項の規定による所在の場所の変更の届出を要しない場合は、左の各号の一に該当する

- (預り証)
- 第九條 鳥取県教育委員会は、條例第十四條第一項又は第二項の規定による勧告又は命令によつて出品した当

該保護文化財の所有者に対し、左に掲げる事項を記載した預り証を交付しなければならない。

- 一 名称
- 二 指定年月日及び指定書の記号番号
- 三 所有者の氏名又は名称及び住所
- 四 出品の場所
- 五 出品の期間
- 六 出品された保護文化財の管理責任者

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県文化財調査員規程（昭和二十六年四月鳥取県教育委員会規則第一号）は、廃止する。

(別表第一)

鳥取県保護文化財指定書の形式

記号番号

鳥取県保護文化財指定書

割印

名称

員数

構造及び形式又は寸法

重量若しくは材質

その他の特徴

右を鳥取県文化財保護條例により鳥取県保護文化財に指定する。

昭和 年 月 日

鳥取県教育委員会印

裏

所有者	所有者の住所	所在の場所	交付又は再交付年月日
所有者	所有者の住所	所在の場所	変更年月日

備考

左の場合には條例の規定により指定書を添えて届出なければならないことになっています。

一 保護文化財の所有者が変更したとき

二 保護文化財の所有者がその氏名若しくは名称又は住所を変更したとき

三 保護文化財の所在の場所を変更したとき

左の場合には指定書を返付しなければならないことになっています。  
一 保護文化財の指定を解除されたとき

(別表第二)

鳥取県保護文化財指定書の附書の形式

記号番号

鳥取県保護文化財指定書附書

割印

名称

員数

員数の細目並びに構造及び形式又は寸法、重量若しくは材質その他の特徴

00238

(別表第三)

鳥取県保護文化財、史跡、名勝、天然記念物

「所有者」所有者の「氏名」  
若しくは「名称」 変更届出書  
「住所」、「所在の場所」

(該当のものを○でかこむものとする。)

参考事項	変更の事由	変更年月日	の変更後			員数	名称	記載欄
			所有者の氏名若しくは名称	住所	所在の場所			

右の通り変更したから届出します。

昭和 年 月 日

所有者又は管理者、住所 氏名

印

(別表第四)

鳥取県保護文化財、史跡、名勝、天然記念物、滅失、き損届出書

(該当のものを○でかこむものとする。)

参考事項	滅失、き損の原 因及び日時、場 所及び程度 滅失、き損の箇 所及び措置 取つた措置 その他参考事項	員数	名称	記載欄
------	---	----	----	-----

00239

右により滅失、き損したから関係書類を添えて届出  
します。

昭和 年 月 日

所有者又は管理者住所 氏名

印

鳥取県教育委員会殿

(添付書類)

- 一 滅失又はき損の状態を示すキヤビネ型写真及び図面。

(別表第五)

鳥取県保護文化財、史跡、名勝、天然記念物現狀変更許可申請書

名称	記載欄
員数	
現狀変更の箇所及び変更事由	
変更の期間	

変更工事の担当責任者

氏名

当該工事に  
関し参考と  
なる主なる  
学識経験

参考事項

右により変更したいから関係書類を添えて許可を申請します。

昭和 年 月 日

所有者又は管理者住所 氏名

印

鳥取県教育委員会殿

(添付書類)

- 一 設計書及び仕様書。
- 二 変更する箇所を示すキヤビネ型写真及び実測図

博物館の登録に関する規則をここに公布する。

昭和二十七年四月三十日

鳥取県教育委員会委員長 三木 順治

鳥取県教育委員会規則第六号

博物館の登録に関する規則

博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第十六條の規定に基づきこの規則を定める。

（登録原簿）

第一條 博物館法（以下「法」という。）第十條の規定に基づき、鳥取県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に備える博物館登録原簿は、別記第一号様式による。

（登録申請書）

第二條 法第十一條の規定による登録申請書は、公立博物館にあつては別記第二号様式、私立博物館にあつては別記第三号様式により、教育委員会に提出しなければならない。

（登録事項等の変更）

第三條 法第十三條第一項の規定による登録事項等の変更については別記第四号様式により、教育委員会に届けなければならない。但し、博物館資料目録の軽微な変更については、毎年九月及び三月の末日現在により、それぞれ翌月十日までに届け出るものとする。

（博物館の廃止）

第四條 法第十五條第一項の規定による博物館の廃止の届は、別記第五号様式により、教育委員会に提出しなければならない。

（公示）

第五條 教育委員会は、左に掲げる事項については、その都度鳥取県公報により公示するものとする。

一 法第十條の規定による登録をしたとき

二 法第十三條第二項の規定による変更登録をしたとき

三 法第十四條第一項の規定による登録の取消をしたとき

四 法第十五條第二項の規定による登録をまつ、消したとき

とき

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記第一号様式（用紙寸法縦二六センチメートル横一八

センチメートル）

博物館登録原簿

事 項	登 録		登録変更		登録変更	
	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
設置者の名称及び住所	記 号	番 号	記 号	番 号	記 号	番 号
名 称						
所 在 地						
備 考						

別記第二号様式

博物館登録申請書

事 項 記 載 欄

設置者の名称	
博物館の名称	
博物館の所在地	

博物館法第十一條の規定により左記書類を添付し、右の通り登録を申請します。

年 月 日

地方公共団体の長 氏 名 印

鳥取県教育委員会殿

記

一、設置條例の写

二、館則の写

三、直接博物館の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面及びその図面

四、当該年度における事業計画書及び予算の歳出の見積に関する書類

五、博物館資料の目録並びに館長の氏名及び学芸員の種別ごとの氏名を記載した書面



00242

備考 博物館の資料目録は、およそ次の様式によること。

(様式) 博物館資料目録

資料の種類	資料の種類及び数量
自然科学に関する資料	
人文科学に関する資料	

(註) 詳細な資料目録の内訳は、別に添附すること。

別記第三号様式  
博物館登録申請書

事項	記載欄
設置者の名称及び住所	
博物館の名称	
博物館の所在地	

博物館法第十一條の規定により左記書類を添附し、右の通り登録を申請します。

年 月 日

鳥取県教育委員会殿 設置者氏 名 圃

記

- 一、法人の定款若しくは寄附行為の写又は宗教法人の規則の写
- 二、館則の写
- 三、直接博物館の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面及びその図面
- 四、当該年度における事業計画書及び收支の見積に関する書類
- 五、博物館資料の目録並びに館長の氏名及び学芸員の種別ごとの氏名を記載した書面

備考 博物館資料目録の様式は、第一号様式に示すところによる。

00243

別記第四号様式  
博物館登録申請書変更届

変更事項の種類	変更事項の内容	変更の理由

博物館法第十三條第一項の規定により、右の通り届出します。

年 月 日

鳥取県教育委員会殿 設置者氏 名 圃

別記第五号様式  
博物館廃止届

事項	記載欄
設置者の名称及び住所	
博物館の名称	
博物館の所在地	

資格審査結果公告第八十二号  
(自昭和二十七年三月一日  
至昭和二十七年三月三十一日)  
昭和二十七年四月三十日  
鳥取県知事 西 尾 愛 治

一、この表は、公職に関する就職禁止、退職等に関する

登録記号番号

廃止年月日

廃止の理由

廃止後の処置

博物館法第十五條第一項の規定により、右の通り届出します。

年 月 日

鳥取県教育委員会殿 設置者氏 名 圃

公 告

勅令(昭和二十二年勅令第一号)、市町村長の立候補禁止に関する件(昭和二十二年勅令第三号)、昭和二十二年勅令第一号施行に関する件(昭和二十二年閣令内務省令第一号)及び昭和二十三年政令第六十二号の規定により鳥取県知事が行つた資格審査の結果である。

二、この表は、最も広く公表するものである。市町村役場はこの公報を受けたならば直ちにこれを掲示しなければならぬ。この掲示は少くとも一箇月間継続し、次回の新公報を受け取つたときはこれと取り換え取り換えた公報はこれを破棄することなく、公衆の参照に供し得るように、市町村役場に編つて保存するものである。

三、この表に掲載された者であつて、資格審査の完了した者の調査表は鳥取県庁に保管し、これを公衆の閲覧に供する。  
何人でも要求すれば前項の調査表を自由に閲覧することが出来る。  
資格審査の結果は次の通りである。

資格審査人員数 五名  
非該当決定者 五名  
審査を受けた公職及びその氏名  
(1) 公選による公職の候補者

○村長立候補者

浅津村 浅井 益三  
天津村 内藤邦一郎 景山 明夫  
巖村 黒田 包美  
庄内村 大森 幸夫

正 誤

昭和二十七年三月二十二日鳥取県告示第四百四十五号中誤植があるので次のとおり訂正する。

頁 行 正 誤  
四 三、〇四〇〇、〇四二〇  
〃 五 同土砂流出防備 同 同  
〃 六 同土砂崩壊防備 同 同

〃 一三	土砂流出防備	土砂崩壊防備
七 五	西村近次郎	西村 近次
九 一二	同土砂崩壊防備	同 同
一〇 一三	同土砂流出防備	同 同
〃 一四	同土砂崩壊防備	同 同
一二 一	〃 二 日野	日野
〃 一四	一七 同	岡
一八 三	土砂流出防備	同
〃 一二	八六六	八六六ノ五
一九 六	土砂流出防備	土砂崩壊防備
二〇 一	土砂流出防備	土砂崩壊防備
〃 一二	土砂崩壊防備	同
二二 六	〇五〇〇	五〇〇〇